豆乳類	［略］	
	［削る。］	
	［略］	
	大豆豆乳粉末又は大豆たんぱく粉末を加えた旨（粉末大豆たんぱくを加えた豆乳飲料であって、商品名に粉末大豆たんぱくを加えた旨の用語を使用していない場合に限る。）	大豆豆乳粉末又は大豆たんぱく粉末を加えた旨を表示する。

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
［略］		
トマト加工品	名称 形状 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 ［削る。］ 原産国名 製造者 備考　［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　「濃縮トマト還元」又は「濃縮還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。 ［二・三　略］
乾めん類	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 そば粉の配合割合 内容量 賞味期限 保存方法 ［削る。］ 原産国名 製造者	［略］

豆乳類	［同上］	
	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。
	［同上］	
	粉末大豆たんぱくを加えた旨（粉末大豆たんぱくを加えた豆乳飲料であって、商品名に粉末大豆たんぱくを加えた旨の用語を使用していない場合に限る。）	粉末大豆たんぱくを加えた旨を表示する。

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
［同上］		
トマト加工品	名称 形状 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者 備考　［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　「濃縮トマト還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。 ［二・三　同上］
乾めん類	名称 原材料名 ［加える。］ 原料原産地名 そば粉の配合割合 内容量 賞味期限 保存方法 調理方法 原産国名 製造者	［同上］